

平成25年4月30日

被保険者のみなさまへ

中国電力健康保険組合

交通事故にかかる「第三者行為による傷病届等」の手続きについて（お知らせ）

平素は、当健康保険組合の事業運営につきまして、多大なご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、第三者の行為が原因によるけがや病気の治療に健康保険証を提示して医療機関にかかった場合は、『第三者の行為による傷病届等』（以下「傷病届等」という。）を当健康保険組合にすみやかに提出いただいているところですが、傷病届等の確実な提出を支援するため、交通事故の場合に限り、任意保険会社が傷病届等の作成・提出をサポートすることとなりましたのでお知らせします。

つきましては、交通事故発生時にはご加入の任意保険会社に確認のうえ、届出手続きを行ってくださいますようお願いいたします。

なお、当健康保険組合においては、保険会社がサポートする届出書のほかに、「誓約書」を提出いただく必要がございますので、当健康保険組合へ遅滞なく連絡くださいますようお願いいたします。

〔参考〕 当健康保険組合の第三者行為に関する届出書

交通事故	交通事故以外
保険会社が支援するもの <ul style="list-style-type: none">・「第三者行為による傷病届および事故発生状況報告書」・「事故証明書」・「念書」 被保険者が作成するもの <ul style="list-style-type: none">・「誓約書」	被保険者が作成するもの <ul style="list-style-type: none">・「第三者行為による傷病届」・「念書」・「誓約書」

※ 手続き等の詳細につきましては、当健康保険組合のホームページ「病気やけがをしたときの検索」をご覧ください。

【添付書類】

- ・「健康保険の届出手続きサポートについて（健康保険組合連合会）」

以上

【問合せ先】

中国電力健康保険組合
担当：藤井
内線：810-5178
直通：050-8202-3394



健康保険組合連合会

けんぽれん

〒107-8558

東京都港区南青山1丁目24番4号

交通事故に
遭った際の

～健康保険にご加入の皆さまへ～

健康保険の届出手続き サポートについて

業務中以外の場面で交通事故の被害に遭い、健康保険証を提示して医療機関に掛かった際は、加入する健康保険組合へ「第三者行為による傷病届」の提出が必要となります。相手側または自分が示談代行サービスが附帯された任意保険に加入している場合、担当する損害保険会社がその届出書類の作成を支援する取り組みが始まりました。

○届出手続きサポートのイメージ

今まで、被害者側が行っていた届出書の作成・提出の負担が軽減され、手続きがスムーズになります！

①通院・入院
(保険証提示)



医療機関



被害者
(被保険者・
被扶養者)

②傷病届作成
サポート



損害保険会社

③傷病届の内容
の確認・承認

④傷病届の送付



被害者加入の
健康保険組合

※警察への届け・相手側との示談・補償金の支払い等の流れは除いています。

【中国電力健康保険組合 追記】

・任意保険会社への連絡にあわせて、当健康保険組合にも遅滞なくご連絡ください。

■「交通事故でも健康保険が使えます！」

《自由診療と保険診療》

交通事故でのケガの治療には、次の2とおりの受診方法があります。

○自由診療(各医療機関が任意に治療費の基準を定める)

全額自費で治療を受け、その費用を被害者が全額加害者に請求します。

○保険診療(治療費の基準は全国統一)

保険証を提示して治療を受け、自己負担(原則3割分)については被害者が加害者に請求します。7割分については、後日、健康保険組合が加害者に請求します。

交通事故でケガをしたときの治療費は、原則として加害者(加害者が加入する保険会社)が支払うべきものです。しかし、「かかった治療費は最終的には全て加害者が負担するのだから」と全額自費で治療(自由診療)を受けた場合、その費用は保険診療よりも一般的に割高となります。また、交通事故では被害者に過失が発生していることも多く、治療費も過失相殺の対象になるので、治療費が高額だと被害者の負担も大きくなります。このような場合、保険診療により治療費が低額に抑えられれば、被害者の負担も軽く済み、結果とし被害者に有利になります。

現代の「車社会」では被害者がいつ加害者になるかわかりません。

交通事故で健康保険を使うことは、「被害者救済」・「加害者救済」双方の面でメリットがあるといえるのです。

■提出書類について

届出書類名	提出までの流れ
①第三者行為による傷病届	損害保険会社が書類作成のサポートを行い、被害者(被保険者・被扶養者)はその内容確認をした上で、被保険者が署名・捺印を行い、被害者加入の健康保険組合へ損害保険会社から送付(届出者名は被保険者)。 ※③は被害者(被保険者)の署名・捺印のみ。 ※④は交通事故証明書を手不能の場合のみ。
②事故発生状況報告書	
③診療報酬明細書の写しの送付および損害保険会社への照会に対する同意書	
④交通事故証明書又は交通事故証明書入手不能理由書	

※書類作成は損害保険会社がサポートしますが、あくまで被害者の主張どおりに記載がなされます。また、提出前に必ず内容確認のうえ被保険者の署名・捺印を行ってから健康保険組合へ送付されます。詳しくはご加入の健康保険組合へお問い合わせください。